

第三期特定健康診査等実施計画

シナノン健康保険組合

平成31年4月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面してきており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定健康指導）を実施することとされた。

本計画は、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

シナネン健康保険組合の現状

当健保組合は、総合燃料の卸売業種を中核とする単一健保であり、被保険者数は平成31年3月31日現在、1,638名である。

平成31年度の事業所数は20で全国12都道府県に所在するが、その内の11事業所が関東地域に所在している。また、被保険者及び被扶養者は、関東地域におよそ65%、東北20%、北海道3%、中部8%、関西以西に4%の分布となっている。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が45.99歳で、男性が全体の77%強を占めている（平成31年3月31日現在）。

被保険者の健康診査機関は、東北地域が（有）ケンシング、その他の地域は（医）日健会日健クリニックに委託して実施、データも全事業所で共通のフォーマットでの管理を行っている。

尚、健康診査については事業主と連携して実施しており、7月から10月にかけて定期健診及び生活習慣病健診を行っている。

また一部回診できない地域では、地元医療機関で受診している。

平成30年度に実施した健康診査は、被保険者を対象とする生活習慣病健診では1,561名が受診している。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。

これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加が様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査の実施に係る留意事項

被扶養者に関しては、40歳以上74歳までの配偶者を主な対象として健診を実施している。一般の被保険者については事業主と共同で行う法定健診と生活習慣病健診を特定健康診査の代替とすることを基本とし、任意継続被保険者についても同様とする。

40歳以上74歳までの加入者のなかで、指導対象者に対しては必要な特定保健指導を行うとともに、特定健康診査並びに特定保健指導の結果は電子データとして保管と管理を行う。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

労働安全衛生法に基づく事業主健診と保健指導は従来、事業主が主体となって実施してきており、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。

尚、事業主健診に係る費用は事業主が負担する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

令和4年度における特定健康診査の実施率を83.8%とする。(国の基本方針が示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

特定健康診査、目標実施率

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	目標値の参酌標準 (令和4年度) 単一健保組合
被保険者	86.0%	91.0%	93.0%	95.0%	97.0%	-
被扶養者	40.0%	44.0%	47.0%	48.0%	50.0%	-
被保険者+被扶養者	73.0%	77.7%	80.0%	81.7%	83.8%	90.0%

2 特定保健指導の実施に係る目標

令和4年度における特定保健指導の実施率を33.3%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、平成30年以降の実施率(目標)を以下のように定める。

特定保健指導、目標実施率

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	目標値の参酌標準 (令和4年度)
40歳以上対象者	1,619	1,659	1,699	1,719	1,739	-
保健指導対象者数 (推計)	324	315	306	297	288	-
実施率(%)	18.8%	19.5%	23.2%	28.9%	33.3%	60.0%
実施数	61	61	71	86	96	-

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和4年度において、平成30年度と比較したメテボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。(国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定)

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者（人）

被保険者

（人）

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
40歳以上対象者	1,163	1,193	1,223	1,238	1,253
うち任意継続被保険者	14	15	15	15	15
目標実施率（％）	86.0%	91.0%	93.0%	95.0%	97.0%
目標実施数	1,000	1,085	1,137	1,176	1,215

被扶養者

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
40歳以上対象者	440	466	476	481	486
目標実施率（％）	40.0%	44.0%	47.0%	48.0%	50.0%
目標実施数	182	205	223	230	243

被保険者＋被扶養者

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
40歳以上対象者	1,619	1,659	1,699	1,719	1,739
目標実施率（％）	73.0%	77.7%	0.0%	81.7%	83.8%
目標実施数	1,182	1,290	1,360	1,406	1,458

② 特定保健指導の対象者数

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
40歳以上対象者	1,619	1,659	1,699	1,719	1,656
動機付け支援対象者	111	106	101	96	91
実施率（％）	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%	5.4%
実施数	0	0	0	5	5
積極的支援対象者	213	209	205	201	197
実施率（％）	28.6%	29.1%	34.6%	40.2%	46.1%
実施数	61	61	71	81	91
保健指導対象者計	324	315	306	297	288
実施率（％）	18.8%	19.3%	23.2%	28.9%	33.2%
実施数	61	61	71	86	96

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は一般被保険者においては事業主の協力を得て、全国の事業所会議室等を使用し、委託契約している健診機関が実施する。任意継続被保険者並びに被扶養者の特定健診については、日本健康文化振興会に委託し、居住地域に存する医療機関で受診する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は通年とするが、一般被保険者については、事業主の定期健診の実施時期を原則とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被保険者・被扶養者が全国に点在することから、健診機関と個別契約を締結し、全国での受診が可能となるような措置を講じる。

イ 特定保健指導

標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づき、アウトソーシングする。

(5) 受診方法

一般被保険者は事業主と共同で行う法定健診と生活習慣病健診（特定健診を含む）を受診し、保健指導の該当者は、特定保健指導の委託業者から特定保健指導を受ける。

任意継続被保険者並びに被扶養者については、当健保組合が委託した日本健康文化振興会より案内文書及び申込書を対象者に送付する。これを受け取った任意継続被保険者並びに被扶養者は、特定健診を委託する医療機関の中から選択し、特定健診を受ける。保健指導の該当者は特定保健指導の委託業者から特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は、規程によるものとする。

(6) 周知・案内方法

本計画の周知は、社内イントラネットもしくはポータルサイト「コネクト」に掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

契約健診機関が実施した健診のデータは、電子データ及びハードコピーで受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データ及びハードコピーで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、数量の面から関東地域に居住する者から優先して選出する。また、効果の面から40歳代の者から優先して選出する。

IV 個人情報保護

当健保組合は、シナノン健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏洩してはならない。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

当計画の周知は、社内イントラネットもしくはポータルサイト「コネクト」に掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年理事会において見直しを検討する。

また、令和2年に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当健保組合に所属する職員・保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。

以上